

堺市ペット霊園の設置等に関する条例 概要

1. 本条例の目的

ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、ペット霊園等の利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資することを目的としています。

2. 本条例の対象となる者

- ペット霊園の設置者又は管理者
ペット霊園とは、ペットの焼骨を埋蔵する墳墓を設けるための区域(墓地)、ペットの焼骨を収蔵する施設(納骨堂)、ペットの火葬を行うための設備を有する施設(火葬施設)又はこれらを併せ有する施設をいいます。
- 移動火葬業者
火葬を行うための設備を有する車両(移動火葬車)を使用して、市内でペットの火葬を行う者をいいます。

3. 規制内容

(1) すべての対象者

- 事業を行うに際し、利用者の心情に十分配慮するとともに、周辺的生活環境の保全に努めなければなりません。

(2) ペット霊園設置者

- ペット霊園においてはペットの死体を火葬せず土中に葬ってはいけません。

① 許可

- ペット霊園の新規設置、許可を受けた墓地の区域の変更(単に縮小させる場合を除く)、火葬能力等の増大又は設置場所の移動を伴う火葬施設の構造設備変更の場合は、市長の許可が必要です。
- 新規許可申請、変更許可申請ごとに、それぞれ火葬施設を有する場合とそれ以外の場合に区別して許可申請手数料を設定します。

	新規許可申請	変更許可申請
火葬施設を有する場合	48,000 円	38,000 円
上記以外の場合	32,000 円	22,000 円

② 許可の申請

- 申請予定日の3月前までに、設置等許可に係る計画(以下「設置等計画」という。)について市長と協議が必要です。
- 申請予定日の2月前までに、設置等計画を実施するペット霊園(その予定地を含む)の区域(以下「計画区域」という。)内にその概要を示す標識の設置が必要です。
- 計画区域に隣接する土地の使用者及び所有者並びに計画区域の境界線から100メートル以内の建物の使用者、管理者及び所有者に対し、説明会を行う必要があります。

③ 許可の基準

- 設置場所の基準は次のとおりです。

- ・墓地及び火葬施設が住宅の区域の境界線から 100m以上離れていること。
- ・申請者が計画区域の土地を所有し、又は継続的に使用することができる権原を有すること。
- 構造設備の基準は次のとおりです。
 - ・外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根、障壁等の設置。
 - ・墓地に、雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設の設置。
 - ・管理事務所並びにペット霊園の規模に応じた便所、給水設備及びごみ集積設備の設置
 - ・火葬設備においては、焼却能力、防音、防臭及び防じんについて十分な能力を有すること。

④ 届出

- 設置者の地位の承継又は設置等許可に係る軽微な変更があった場合は届出が必要です。
- 業を廃止する場合はその日までに利用者にその旨を説明するとともに、当該日の 30 日前までの届出が必要です。また、廃止したときは墳墓、納骨堂及び火葬施設を除去しなければなりません。

⑤ 遵守事項

- ペット霊園における役務の提供にあたり、次の事項を遵守しなければなりません。
 - ・構造設備基準に従って適切に維持管理すること。
 - ・ペットの死体及び焼骨を丁寧に取り扱い、衛生的に管理すること。
 - ・利用者に対してあらかじめ、利用条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明し、利用者ごとに説明した事項に関する書類を作成し保管すること。

(3) 移動火葬業者

① 届出

- 移動火葬車を使用して市内で火葬を行う者は、あらかじめ、市長への届出が必要です。
- 市内で火葬を行わなくなった場合又は届け出た事項に変更があった場合は届出が必要です。

② 制限

- 移動火葬車の火葬設備について、焼却能力、防音、防臭及び防じんの能力が規定された基準に適合するものでなければ、その設備を使用することはできません。

③ 遵守事項

- 移動火葬業の運営にあたり、次の事項を遵守しなければなりません。
 - ・移動火葬車に移動火葬業者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）、連絡先等を表示すること。
 - ・火葬を行う土地の所有者の同意を事前に得ること。
 - ・近隣の住宅から十分離れた場所で火葬を行うことその他の生活環境に影響を及ぼさない対策を講じること。
 - ・火葬終了まで傍らで待機し火葬を行うための設備を適正に管理すること。
 - ・ペットの死体及び焼骨を丁寧に取り扱い、衛生的に管理すること。
 - ・利用者に対して、あらかじめ、利用条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。

4. 命令等

- 設置場所や構造設備の基準、遵守事項等の規定違反者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができるよう定めます。正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかった場合に、特に必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを命ずることができるよう定めます。
- 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けたとき、命令に違反したときは、その許可を取り消すことができるよう定めます。
- ペットの死体をペット霊園内に土葬した者、設置等許可を受けずにペット霊園を設置し、又は変更した者、無届又は虚偽の届出により移動火葬車を使用して市内で火葬を行った者に対し、ペットの死体の除去又は当該ペット霊園若しくは移動火葬車の使用の禁止を命ずることができるよう定めます。
- 上記命令に従わない場合、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該命令の内容の公表を行うことができるよう定めます。